

蒲郡市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 建設業では、若手の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、蒲郡市において、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日制の更なる普及に向けた週休2日制工事の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 月単位の週休2日制工事及び通期の週休2日制工事をいう。
- (2) 月単位の週休2日制工事 対象期間において、全ての月で曜日及び理由にかかわらず休工とした日の日数の割合が28.5%（4週8休）以上の工事をいう。
- (3) 通期の週休2日制工事 対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工とした日の日数の割合が28.5%（4週8休）以上の工事をいう。
- (4) 対象期間 現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付けの期間は含まない。）までをいう。ただし、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事務等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。
- (5) 休工 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。分離発注工事の場合は、各発注工事単位で取り扱うものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日制の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事のうち、発注者が指定する工事とする。

- (1) 設計金額が3,000万円以上の工事（建築系工事を除く。）
- (2) 工程が現場条件に大きく制限されない工事

(3) 緊急性がない工事

(実施方法)

第4条 発注者は、入札公告又は通知及び特記仕様書に対象工事である旨を明示するものとする。

2 受注者は、施工計画書の提出の際に、休日取得計画書（第1号様式）を監督員に提出するものとする。

3 受注者は、毎月5日までに、休日取得計画書に前月分の休日の取得実績を記入し、監督員に提出するものとする。この場合において、受注者は、工事記録等の休日の取得実績が確認できる書類を監督員に提示しなければならない。

4 受注者は、公衆の見やすい場所に週休2日制工事である旨を、週休2日制工事表示（第2号様式）により明示するものとする。

5 受注者は、天候、地元調整等により休日に作業が生じる場合は、当該作業日の前後6日以内に振替休日を取得するよう努めるものとする。

6 週休2日の確保を理由とする工期の変更は、認めないものとする。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象工事の対象期間全日数内の休工した日が28.5%（4週8休）以上であったことを確認したときは、工事成績評定において加点評価するものとする。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、対象工事に係る工事費を算定するときは、次に掲げる対象工事の区分に応じて、当該各号に定める補正を行い算定するものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 土木系工事

ア 次の表に掲げる経費に適用区分に応じた補正係数を乗じて行う。

休工状況の適用区分	月単位の週休2日制工事	通期の週休2日制工事
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

イ 市場単価及び土木工事標準単価は、それぞれ別表第1(1)及び別表第1(2)に定める補正係数を用いた次の式により補正する。

- (ア) 市場単価×補正係数
- (イ) 土木工事標準単価×補正係数

(2) 建築系工事

ア 次の表に掲げる経費に適用区分に応じた補正係数を乗じて行う。

休工状況の適用区分	月単位の週休2日制工事	通期の週休2日制工事
労務費	1.04	1.02

イ 市場単価及び補正市場単価は、別表第2(1)から(3)までに定める補正係数を用いた次の式により補正する。

- (ア) 新営工事
 - a 市場単価×新営補正係数
 - b 補正市場単価×新営補正係数
- (イ) 全館無人改修及び執務並行改修（施工の作業効率に悪影響がない場合）
 - a 市場単価×新営補正係数
 - b 補正市場単価×新営補正係数
- (ウ) 執務並行改修（施工の作業効率に悪影響がある場合）
 - a 市場単価×改修補正係数
 - b 補正市場単価×改修補正係数

ウ 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、物価資料の掲載価格を、別表第2(1)から(3)までに定める補正係数を用いた次の式により補正する。

- (ア) 新営工事 物価資料の掲載価格×新営補正係数
- (イ) 全館無人改修及び執務並行改修 物価資料の掲載価格×改修補正係数

(3) 土地改良事業等請負工事積算基準又は森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領（愛知県農業水産局・農林基盤局）」で定める4週8休以上の補正係数を乗じて補正する。

2 発注者は、当初設計の段階から、前項に規定する補正を行い工事費を算定するものとする。ただし、当該補正を行い工事費を算定した工事が週休2日制工事に

該当しないことを確認したときは、当該補正を行う前の工事費で、変更契約を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

別表第1（第6条関係）

(1) 市場単価の補正係数

名 称	区 分	月単位の 週休2日制工事	通期の 週休2日制工事
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

(2) 土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	月単位の 週休2日制工事	通期の 週休2日制工事
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ 誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設 置工		1.03	1.02

別表第2（第6条関係）

(1) 建築工事の補正係数

工種	摘要	月単位の 週休2日制工事		通期の 週休2日制工事	
		新営	改修	新営	改修
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」とは市場単価及び補正市場単価を、「物価資料」とは物価資料の掲載価格をいう。

(2) 電気設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の 週休2日制工事		通期の 週休2日制工事	
		新営	改修	新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒及び接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

(3) 機械設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の 週休2日制工事		通期の 週休2日制工事	
		新営	改修	新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22